

令和 6-8 年度 木島平村

ケヤキの森公園及び樽川橋ポケットパーク管理委託業務

プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、ケヤキの森公園及び樽川橋ポケットパーク管理委託業務（以下「ケヤキの森等管理業務」という。）にあたり、業務を受託する事業候補者をプロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

ケヤキの森公園及び樽川橋ポケットパーク管理委託業務

(2) 業務内容

「ケヤキの森公園及び樽川橋ポケットパーク管理委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(4) 委託契約上限額

3 年間の合計 30,449,100 円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 委託料の支払い

委託料については、8 回以内／年で分割して支払う。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者であること。

(1) 木島平村内に事業所（本社、支社、営業所等）を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項）において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(3) 入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. スケジュール

番号	内 容	時 期 等
1	募集要領等の公表	令和6年2月13日(火)
2	質問書の提出期限	令和6年2月21日(水) 17時00分
3	質問書に対する回答期限	令和6年2月22日(木) 17時00分
4	参加申請書及び提案書の提出期限	令和6年2月29日(木)
5	提案書等の審査(予定)	令和6年3月5日(火)
6	審査結果発表及び通知(予定)	令和6年3月6日(水)
7	契約締結(予定)	令和6年3月中旬

6. 参加申請書等の提出

本企画へ参加を希望する場合には、次の書類を下記期限までに提出すること。

参加申請書、会社概要等の提出書類の詳細は別紙1に記載のとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書(様式1) … 1部
- イ 会社概要(様式2) … 1部
- ウ 提案書(様式3) … 正本1部、写し9部
- エ 見積書(様式4) … 1部

(2) 提出期限

令和6年2月29日(木) 17時15分(必着)

(3) 提出方法

郵送または持参するものとし、電子メールでの提出は不可とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること。

持参の場合は、開庁日の8時30分から17時15分までの間で受け付ける。

提出先

〒389-2392 長野県下高井郡木島平村往郷914-6

木島平村役場 建設課 農村整備係

TEL: 0269-82-3111

FAX : 0 2 6 9 - 8 2 - 4 1 2 1

E-mail : nosonseibi@vill.kijimadaira.lg.jp

7. 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書(様式5)を提出すること。

- (1) 提出方法：電子メールで提出すること。その他の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限：令和6年2月21日(水)17時00分
- (3) 回答方法：通知したすべての者に対し、令和6年2月22日(木)17時00分までに電子メールで随時回答する。(質問事項は村公式webサイトで随時公開)

8. 申請書提出後の辞退

辞退する場合には、辞退届(様式6)を下記期限までに提出すること。

- (1) 提出方法：電子メール又は郵送
- (2) 提出期限：令和6年2月29日(木)17時15分

9. 審査項目

- (1) 実施体制等
委託業務を実施するにあたり、どのような人員配置や体制を取るのか。
- (2) 受託期間内に、公園内のフィールドや自然を活用し受託者が実施できる提案か。
また、木島平村に対して、どのような貢献や効果が期待できる内容であるか。
- (3) 見積金額

10. 審査委員会

選定にあたって、庁内に「ケヤキの森等管理業務に係るプロポーザル審査委員会」を設置する。

11. 審査

(1) 選定方法

ア 提出された書類の審査を行い、次のとおり提案評価点を決定する。

- ・ 項目ごとに審査委員の評価点の平均値を計算し、項目評価点とする。
- ・ 項目評価点は少数点以下1桁まで有効とし、小数点2桁目を四捨五入する。
- ・ 項目評価点の合計を提案評価点とする。

イ 提案評価点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点候補者とする。

ウ 提案評価点が同点であった場合は、見積金額がより低い者を受託候補者とする。

エ 採点する項目については、別紙2に評価点数を記載する。

(2) 選定結果

選定結果は、参加したすべての者に文書で通知する。

(3) その他

審査内容等については公表しない。また、結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

12. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用する事ができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 公園内の備品については、申請者からの申請により、申請者のみに開示するものとする。
- (6) 提案された項目については、本契約内に盛り込み、提案内容については履行の条件とする。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については村が定める。

別紙 1

プロポーザル参加申請書類一覧

名称	様式・取扱い等
① 参加申請書	(様式 1)
② 会社の概要	(様式 2)
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	・提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可
④ 申請内容確認書	(様式 2-2)
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	直近 2 事業年度分。
⑥ 印鑑証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	(様式 2-3)
⑧ 過去 2 か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式〔法人〕非課税の場合はその旨を記載した理由書を提出すること。
⑨ 最近 2 か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

※木島平村入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨は省略可能

別紙 2

審査項目は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
(1) 実施体制等	<p>本業務を実施できる十分な人員体制であるか。経験と能力が備わっているか。</p> <p>A 十分な体制であり、確実な業務遂行が見込める 40 点</p> <p>B 妥当な体制である。(基準) 20 点</p> <p>C 体制が不十分である。 0 点</p>	40 点
(2) 受託期間内に、公園内のフィールドや自然を活用し受託者が実施できる提案か。	<p>木島平村に対して、どのような貢献や効果が期待できる内容であるか。</p> <p>A 特に優れた提案である。 40 点</p> <p>B 優れた提案である。 30 点</p> <p>C 要件を満たしている。(基準) 20 点</p> <p>D 劣っている。 10 点</p> <p>E 特に劣っている。 0 点</p>	40 点
(3) 見積金額	<p>契約上限額 3年間の合計 30,449,100 円(税込)</p> <p>A 25,577,243 円(契約上限の 84%未満) 20 点</p> <p>B 25,577,244 円～26,795,207 円(88%未満) 16 点</p> <p>C 26,795,208 円～28,013,171 円(92%未満) 12 点</p> <p>D 28,013,172 円～29,231,135 円(96%未満) 8 点</p> <p>E 29,231,136 円～30,449,100 円(100%以下) 4 点</p>	20 点
		100 点